

第157号 R6(2024) 6.18	不法投棄情報なごの	発行：長野県環境部 資源循環推進課
TEL 026-235-7203 FAX 026-235-7259 メール junkan@pref.nagano.lg.jp		
不法投棄ホットライン 0120-530-386 (フリーダイヤル)		

令和5年に長野県内において検挙された廃棄物処理法の違反件数は不法投棄 41 件、野外焼却 70 件でした。主な事案は下記のとおりです。

不法投棄等の行為者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

1 一般廃棄物

(1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
4月	1名	農作業員による一般廃棄物（プラスチック容器等）不法投棄事件	罰金 30 万円
6月	1名	会社員による一般廃棄物（木製タンス等）不法投棄事件	罰金 40 万円
7月	2名	建設作業員らによる一般廃棄物（漬物石等）不法投棄事件	罰金 40 万円 罰金 30 万円

(2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
1月	1名	無職者による一般廃棄物（ペットボトル等）不法焼却事件	罰金 50 万円
9月	1名	会社員による一般廃棄物（布団等）不法焼却事件	罰金 30 万円

2 産業廃棄物

(1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
10月	1名	会社員による産業廃棄物（汚泥と廃アルカリの混合物）不法投棄事件	起訴猶予

(2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	2名	農作業員らによる産業廃棄物（廃プラスチック）不法焼却事件	罰金 20 万円 罰金 20 万円
3月	1名	農作業員による産業廃棄物（木くず）不法焼却事件	罰金 40 万円
6月	1名	農作業員による産業廃棄物（ビニール等）不法焼却事件	罰金 30 万円
11月	2名	建設業従業員らによる産業廃棄物（木くず等）不法焼却事件	罰金 50 万円 起訴猶予

■ 不法投棄等の罰則

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科

法人 3億円以下の罰金